

太田市健康推進員設置要綱

(設置)

第1条 市民の健康保持及び増進を図るため、太田市区制規則（平成17年太田市規則第6号）第2条に定める各行政区に太田市健康推進員（以下「推進員」という。）を1人置く。ただし、必要に応じて若干人増員して置くことができる。

2 推進員は、健康推進事業に熱意を有する者の中からその区の推薦により、市長がこれを委嘱する。

(任期)

第2条 推進員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により推進員になった者については、前任者の残任期間とする。

(任務)

第3条 推進員の任務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 健康推進事業及び保健思想の普及啓蒙に関すること。
- (2) 各種健康診査、健康相談事業等への協力及び受診勧奨に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(守秘義務)

第4条 推進員は、任務遂行上知り得た個人の秘密をもらしてはならない。その任を退いた後も、同様とする。

(活動費)

第5条 毎年度予算の範囲内において推進員に活動報償費を支給する。

2 毎年度予算の範囲内において太田市健康推進員協議会に運営委託費を交付する。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。